

年金予約定期預金

(2023 年 5 月 1 日現在)

1. 商品名と概要	年金予約定期預金 <p>公的年金（国民年金・厚生年金・企業年金を含む）を5年以内に受給予定の方および60歳以上のiDeCo（個人型DC）契約者の方で、当該年金の受け取り口座を四国ろうきん普通預金口座へ指定予約いただける方を対象に上乗せ利率でご利用いただける定期預金です。</p>
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">5年以内に受給予定（企業年金を含む）の方で、将来の年金の受け取り口座を四国ろうきん普通預金口座へ指定予約いただける方。当金庫が運営管理機関となる60歳以上のiDeCo（個人型DC）契約者の方（加入者・運用指図者を問いません）
3. 期間	<p>【定型方式】</p> <ul style="list-style-type: none">単利型：1年、3年、5年複利型：3年、5年 <p>*満期時は、自動継続（元利金継続）のお取り扱いができます。</p>
4. ご提出書類	「年金受け取りご予約申込書」をご提出していただきます。
5. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	1円以上200万円以内
(3) お預け入れ単位	1円単位
6. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
7. 利息	
(1) 適用金利	お預け入れ時のスーパー定期または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示金利にそれぞれ期間に応じて当庫所定の上乗せ金利をプラスして満期時まで適用します。 <ul style="list-style-type: none">金利上乗せ幅は当初お預け入れ期間のみの適用となります。自動継続後の金利は自動継続した日における店頭表示金利となり、金利上乗せは適用されません。金利上乗せ幅等は、金利情勢により見直す場合があります。
(2) 利払い方法	<p>【単利型】</p> <ul style="list-style-type: none">預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して利払いいたします。預入期間2年以上のものは1年ごとの応当日に中間利払いをいたします。中間利払時の利率…約定利率×70%（小数点第4位以下切り捨て）中間利払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金とともににお支払いいたします。 <p>【複利型】</p> <ul style="list-style-type: none">半年複利で計算し、満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none">20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） <p>*復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から</p>

	か、窓口にお問い合わせください。
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：四国労働金庫 お客様相談センター】 0120-505-690 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikoku-rokin.or.jp</p>
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 一部払い戻しはお取り扱いできません。

四国労働金庫